

追試験についてのよくある質問

追試については、自身の所属類卒業要件をよく理解し、最新の法学部便覧記載の追試験実施規則を参照の上、自身の定期試験の成績結果をふまえて、受験の可否を判断する必要があります。

卒業要件や規則について疑問がある場合は、学部チームまでお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルス感染症の罹患により試験が受験できなかった場合の代替措置は廃止となっています。

- 3年生は対象とはなりません(早期卒業予定者を除く)。4年生の直近卒業月又はその次の卒業月に卒業を希望している方が対象となります。

- 「この科目は追試実施予定ですか？」という質問もよくありますが、追試対象科目かどうかは、希望者の卒業要件や、科目修得状況により変わります。以下の Q&A を参考にしてください。なお、非常勤講師(学内非常勤講師含む)が担当された科目は希望者の状況にかかわらず、原則追試対象科目外となりますので注意してください。受講科目の担当教員が非常勤講師かどうかは、最新の法学部便覧記載の教員氏名一覧表を参照してください。

(注)ただし、セメスター開始前に予め追試験を実施する旨掲示している科目については、非常勤講師の先生が担当された科目であっても追試験を実施します。

- 追試対象科目となる「選択必修科目」については特に注意してください。

各類の卒業要件には、「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」(第1類はこれに「外国語科目」)があります。(法学部規則第10条第1項)

「選択必修科目」については、それぞれの分野に分かれ「○単位以上」の修得が要件となっています。

「○単位以上」の単位を修得済みの場合、すでに選択必修科目の要件は満たしたものとなり、それ以上の単位については、最新の法学部規則別表で選択必修科目に分類されている科目であっても、追試験実施規則第5条(1)の「法学部規則第10条第1項が卒業要件として定める必修科目及び選択必修科目としての単位取得が必要な場合に限る」に該当しないため、追試対象科目ではなくなります。

卒業単位まであとわずか1科目または2科目不可の結果となって追試受験を望む場合でも、その科目が「必修科目及び選択必修科目としての単位取得が必要な場合」に該当しない場合、追試対象外となり、留年となってしまいます。

卒業前の4年生Aセメスターは既に「選択必修科目」の要件を満たしている人が多いと思いますので、特に注意してください。

- 事故病気等の客観的事由による追試申請について、体調を崩して自宅で療養したため試験場に行けなかった等の申出を事後に受けることがあります。病気を理由とした追試申請をする場合は、事実を客観的に証明する書類として、医師による診断書(原本)の提出が追試申請の際に必要なになります。事前に学部チームへご相談ください。(事前にご連絡いただいた場合でも診断書の提出は必要になります。)

(次ページへ続く)

【Q&A】

(※下記 Q は一例です。各科目の配置学期は年度により変更される場合がありますので、時間表により確認してください。)

Q. 第1類(法学総合コース)4年生です。選択必修科目(実定法)について、既に12単位修得済みですが、4年のAセメスターに「民法第3部」を受験して不可となった場合、追試験を受験できますか？

A. 受験できません。選択必修科目に分類されている科目であっても、選択必修科目の修得単位数の要件を既に満たしている場合は、「必修科目及び選択必修科目としての単位取得が必要な場合」に該当しないため、追試を受けることはできません。選択必修科目の各分野で必要単位数を全て満たしている場合、追試対象となるのは、必修科目のみとなります。

Q. 第1類(法学総合コース)4年生です。選択必修科目(実定法)について、既に8単位修得済みですが、4年のAセメスターに「民法第3部」と「商法第2部」を受験して不可となった場合、両方の科目について追試験を受験できますか。

A. 両方の科目を受験することはできず、どちらか一方の科目を選択して追試験を受験することができます。追試験の対象科目は、追試験の対象者(第3条及び第4条)がそれぞれ「その時期に卒業するために必要な履修科目」でなければなりません。追試験の対象科目に同じ条件で該当する科目が複数ある場合、全ての科目の追試験を受験して単位を取得することは必ずしも「その時期に卒業するために必要である」とはいえないため、卒業のために最低限必要な単位数分の科目のみ、追試験を受験することができます。

Q. 第1類(法学総合コース)4年生(翌年3月卒業希望)です。選択必修科目(実定法)について、既に8単位修得済みですが、4年のSセメスターに「商法第1部」を受験して不可となった場合、9月追試験を受験できますか？

A. 受験できません。Aセメスターに開講される他の選択必修科目(実定法)を履修し単位修得することで3月卒業が可能ですので、そちらを履修してください。

Q. 第1類(法学総合コース)4年生です。必修科目と選択必修科目は必要単位数を修得済みですが、外国語科目をまだ何も修得していません。4年生のAセメスターにおいて「経済法」を受験して不可となった場合、追試験は受験できますか？

A. 受験できません。外国語科目は必修科目、選択必修科目および選択科目のうち、授業が外国語によって行われる科目のことであり、必修科目、選択必修科目とは異なる科目分類となります。そのため、外国語科目の単位取得のみ必要な場合は追試験の対象となりません。

「経済法」は最新の法学部規則別表で選択必修科目(実定法)に分類されている科目ですが、今回のように選択必修科目の必要単位数を満たしている場合は、追試験実施規則第5条(1)の「法学部規則第10条第1項が卒業要件として定める必修科目及び選択必修科目としての単位取得が必要な場合に限る」に該当せず、選択科目として扱われます。

(次ページへ続く)

Q.第3類(政治コース)4年生です。選択必修科目(経済)をまだ何も修得していません。4年のAセメスターに「労働経済 I」「労働経済 II」を受験して不可となった場合、追試験を受験できますか？

A.担当教員が非常勤講師の場合、追試験の対象にはなりません。なお、担当教員が東京大学の教員であっても、所属先が法学部以外の教員は非常勤講師となります。担当教員が非常勤講師かどうかは、最新の法学部便覧記載の教員氏名一覧表を参照してください。

Q.受験しなくて不可の成績が付いた科目が必修科目だった場合、追試を受験できますか？

A.できません。追試験実施規則第5条(1)に記載のあるとおり、不可の成績で追試受験できるのは「必修科目又は選択必修科目であって、受けた試験に合格することのできなかつた科目」です。受験した結果、不可だった科目に限られます。

なお、試験を放棄した場合は、欠席したこととみなすので、追試験の対象となりません。